

## 人事院会議議事録

会議日時

令和6年10月10日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官  
(幹事) 柴崎事務総長、役田総括審議官  
(説明員) (給与局)  
中西給与第二課長、松浦企画調整官

議題

内閣官房における指定職俸給表の号俸の決定に関する内閣総理大臣への意見の申出

議事の概要

- 議題「内閣官房における指定職俸給表の号俸の決定に関する内閣総理大臣への意見の申出」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

内閣官房における指定職俸給表の号俸の決定に関する内閣総理大臣への意見の申出

令和6年10月10日  
給 与 局

一般職の職員の給与に関する法律第6条の2第1項では、指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸は、人事院の意見を聴いて内閣総理大臣の定めるところにより決定するものとされている。

今般、内閣官房に新たに設置される「新しい地方経済・生活環境創生本部事務局長」を指定職7号俸格付とするとともに、現在指定職7号俸が適用されている「デジタル田園都市国家構想実現会議事務局長」を削除する旨の内容を盛り込んだ内閣総理大臣への意見の申出を行うこととする。  
(別添 意見の申出 (案))

## 1. 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局長の設置

今般、「地方こそ成長の主役」との考え方にに基づき、少子高齢化や人口減少にも対応するため、地方創生に関して集中的に取り組む基本構想を策定・実行する「新しい地方経済・生活環境創生本部」（以下、「創生本部」という。）が発足する予定であり、石破総理からも「少子高齢化や人口減少に対応するため、デジタル田園都市国家構想実現会議を発展させ、「新しい地方経済・生活環境創生本部」を創設し、今後十年間集中的に取り組む基本構想を策定」する旨の所信表明がされたところである。

創生本部においては、日本経済の成長の起爆剤としての地方創生施策、少子化や人口減少への対応といった地方創生2.0の取組の推進といった業務とともに、従来、デジタル田園都市国家構想実現会議にて検討を進めていたデジタルを活用した地方課題解決の取組や地方におけるデジタル基盤整備の推進等の業務も担う予定であり、創生本部の設置に伴ってデジタル田園都市国家構想実現会議は廃止されることとなっている。

## 2. 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局長に充てられる内閣審議官の号俸

創生本部の事務局長は、前述のとおり従前指定職7号俸が適用されていたデジタル田園都市国家構想実現会議事務局長の業務を引き継ぐこととともに、地方創生の司令塔として、各府省次官級とのハイレベルな折衝や総合調整、部下である局長級の内閣審議官の業務を取りまとめるなど極めて高いマネジメント能力が必要とされることから、指定職7号俸の格付とすることが適当と考えられる。

以 上

【参考】一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）（抄）

第6条の2 指定職俸給表の適用を受ける職員（会計検査院及び人事院の職員を除く。）の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び前条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて内閣総理大臣の定めるところにより、決定する。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとする。

2（略）

(案)

令和6年10月〇日

内閣総理大臣 石破 茂 殿

人事院総裁 川 本 裕 子

指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の定めに関する意見の申出

人事院は、「指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定について（令和6年4月1日閣人行第63-1号）」の別表に定める指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸に関し、新しい地方経済・生活環境創生本部事務局長の官職に充てられた内閣審議官の号俸については、別紙の内容を踏まえて定められるよう、一般職の職員の給与に関する法律第6条の2第1項の規定に基づき、内閣総理大臣に意見を申し出ます。



会 計	組 織	項	職 名	号俸	8号俸	7号俸	6号俸	5号俸	4号俸	3号俸	2号俸	1号俸
				総数								

備考												
<p>1 内閣審議官のうち46は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。</p> <p>2 内閣審議官の職名に属する官職のうち、5号俸乃至1号俸とされている内閣審議官の「指定職の運用について」（平成26年5月30日内閣総理大臣決定）第1の1の通知に定める号俸は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める号俸とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の困難な業務を所掌する内部部局の長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認めるもの 5号俸</li> <li>二 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の内部部局の長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認めるもの 4号俸</li> <li>三 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の困難な業務を所掌する内部部局の部長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認めるもの 3号俸</li> <li>四 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の内部部局の部長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認めるもの 2号俸</li> <li>五 内閣審議官のうち、前各号に掲げるもの以外のもの 1号俸</li> </ul> <p>3 内閣審議官の職名に属する官職の号俸のうち、7号俸及び6号俸は、当該号俸の欄に掲げられている官職の他の官職の号俸として用いることはできない。また、内閣審議官の職名に属する官職の号俸のうち、5号俸乃至1号俸は、他の職名に属する官職の号俸として用いることはできない。</p> <p>4 令和6年4月1日から内閣審議官増設の日の前日までは、「内閣審議官」の総数欄には「71」が、7号俸の欄には「拉致問題対策本部事務局長、T P P等政府対策本部の首席交渉官及び政策調整統括官、国土強靱化推進室次長、特定複合観光施設区域整備推進室長、国際博覧会推進本部事務局長、デジタル田園都市国家構想実現会議事務局長並びに復旧・復興支援総括官が置かれている間、これらの官職に充てられた内閣審議官」が、5号俸乃至1号俸欄には「61」が掲げられているものとする。</p> <p>5 標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成21年内閣府令第2号）第1条第4項各号に定める内閣審議官から、科学技術・イノベーション・スタートアップ連携推進統括官又はデジタル行財政改革会議事務局長に充てられた内閣審議官が削除される日の前日までは、「内閣審議官」の7号俸の欄には、当該官職に充てられた内閣審議官がそれぞれ同欄に掲げられているものとし、5号俸乃至1号俸欄には、同欄に掲げられた数より当該削除された官職の数を減じた数が掲げられているものとする。</p>												